

令和3年度 介護に関する入門的研修

基本的な介護の方法

特別養護老人ホーム 成城アルテンハイム

高橋 禎弥

1. 利用者の尊厳ある暮らしと自立支援

- 利用者のできることを見つける
- 利用者の生活の質（QOL）
- ノーマライゼーション

- ・ 自立に向けた介護の考え方

自立支援

介護予防

高齢者虐待

・身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

・介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

・心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

・性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

・経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

高齢者虐待

身体的虐待

具体例

- ・徘徊しないように車いすやベッドセンサーに体感や手足をひもで縛る
- ・転落しないようにベッドに体感や手足をひも等で縛る
- ・ベッドの周囲を柵などで完全に囲んだりして、自分では降りられないようにする
- ・点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、手足をひも等で縛る
- ・点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける

- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いす用テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人に対し、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣やオムツ外しを防ぐために、ベッドなどに体幹や手足をひもで縛る。つなぎ(抑制着)を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や手足をひもで縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思であけることのできない居室等に隔離する

身体拘束が許される要件

生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束はできない。

○緊急やむを得ない場合の要件

- ①切迫性：利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束の留意事項

- 3要件が揃わなければ、身体拘束はしてはならない
- ご本人・家族へ高速の内容・目的・拘束期間を説明し、理解を求める
- 拘束時は必ず記録をする